公立大学法人大阪情報システム規程

令和4年4月1日 規程第291号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)における公立大学法人大阪ICT推進の基本方針に関する規程(以下「基本方針規程」という。)第8条第3項の規定に基づき、法人において教育、研究及び業務を円滑にするために設置される情報システムの企画、構築及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(部門及び部局)

- 第2条 この規程において「部門」とは、基本方針規程第2条第2号に規定する部門をいう。また、部局は別表第1に定める。
- 2 部局に、部局等情報システム管理責任者及び部局等情報システム管理推進者を置く。
- 3 部局等情報システム管理責任者は、当該部局のシステムに関する権限を有し、責任を負う。
- 4 部局等情報システム管理推進者は、部局等情報システム管理責任者を補佐し、当該部局のシステムを管理する。
- 5 部局等情報システム管理推進者は、当該部局で保有するシステムごとに情報システム担当者を定め、 協力の上当該システムを運用する。

(情報システム)

- 第3条 この規程において「情報システム」とは、基本方針規程第2条第1号に定める情報システムをいう。
- 2 基本方針規程第8条第3項の規定に基づき、法人が整備すべきシステムは、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) OMUNET

部門、部局を相互に接続し、また学外インターネットへの接続を行うことで通信サービスを提供 するキャンパスネットワーク全体をいう。

(2) 情報基盤システム

全学利用システムの運用に必要となる処理をつかさどる、別表第2に示すシステムをいう。

(3) 全学利用システム

高い公共性を有することから大阪公立大学の情報基盤センター(以下「大学情報基盤センター」という。)が総括すべき、別表第3に示すシステムをいう。

3 情報システムのうち、前項各号に該当しない部門及び部局が保有するシステムを、個別システムという。

(OMUNET)

- 第4条 OMUNETの通信は、大学情報基盤センターが所管する。
- 2 OMUNETを構成する設備の所管は、別表第4のとおりとし、基盤ネットワークの運用管理は大学情報 基盤センターが、部局ネットワークの運用管理は、当該部門及び当該部局が行う。
- 3 部局ネットワークは、部局等情報システム管理推進者がその指針を定め、情報システム担当者がその指針に基づいて運用管理を行う。
- 4 OMUNETの仮想ネットワークは大学情報基盤センターが所管するが、使用用途に応じて当該仮想ネットワークの管理を委任することができる。
- 5 OMUNETに接続しない独立したネットワーク(以下「独立ネットワーク」という。)は、当該部門及び当該部局が所管する。
- 6 独立ネットワークの管理者は、当該部門のCIOにネットワークの構成、管理方法、利用規程等を報告 しなければならない。

(情報基盤システム)

第5条 情報基盤システムは、大学情報基盤センターが所管する。

(全学利用システム)

- 第6条 全学利用システムは、次のとおり企画、構築、運用を行わなければならない。
 - (1) 全学利用システムの所管及び共管は、別表第3のとおりとする。
 - (2) 全学利用システムを所管する部局は、当該部局の部局等情報システム管理責任者が責任者、部局等情報システム管理推進者が管理者、情報システム担当者が担当者として当該全学利用システムの構築及び運用を行い、利用方針及び利用権限の付与について責任を持たなければならない。
 - (3) 全学利用システムを共管する組織は、大学情報基盤センターの方針に従い、当該システムの構築、 運用及び情報基盤システムとの円滑な連携を支援する。
 - (4) 全学利用システムは、大学情報基盤センターが定める情報システム調達手順に従い企画し、及び 構築し、法人のシステムに関する規程等及び情報セキュリティに関する規程等を遵守し、運用を行 わなければならない。
 - (5) 全学利用システムの当該部局等情報システム管理推進者は、情報システムのアクセス制御、権限 設定、ライセンス管理、セキュリティ対策等、適正な管理及び運用を図るため、業務実施手順書等 の要領の作成等必要な措置を講じ、大学情報基盤センター長の承認を得なければならない。

(個別システム)

- 第7条 個別システムは、次のとおり企画、構築及び運用を行わなければならない。
 - (1) 個別システムは、当該部門及び当該部局が所管する。
 - (2) 個別システムは、大学情報基盤センターが定める情報システム調達手順に従い企画し、及び構築 し、法人のシステムに関する規程等及び情報セキュリティに関する規程等を遵守し、運用を行わな ければならない。

(3) 当該部局等情報システム管理推進者は、個別システムのアクセス制御、権限設定、ライセンス管理、セキュリティ対策等、適正な管理及び運用を図るため、業務実施手順書等の要領の作成等必要な措置を講じなければならない。特に学外等に対し情報発信を行う目的で設置された個別システムを提供する場合は、第三者に不正に法人の情報資産が漏洩することがないよう適正な措置を講じなければならない。

(OMUNET及び情報基盤システムの利用者)

- 第8条 OMUNET及び情報基盤システムの利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 法人の役員
 - (2) 法人の教職員
 - (3) 法人が設置する大学及び高等専門学校の学則に定める学生
 - (4) 大学情報基盤センター長が認めた者
- 2 前項に定める者のほか、大学情報基盤センター長はOMUNET及び情報基盤システムを一時的に利用する者及びシステム運用管理に必要な者に対し、利用を許可することができる。

(全学利用システム及び個別システムの利用者)

- 第9条 全学利用システム及び個別システムの利用者は、次に定める範囲で定めることとする。
 - (1) 前条に定める利用者
 - (2) 部局等情報システム管理責任者は、学外等に対し情報発信を行う等の目的により設置された全学利用システム及び個別システムに関し、前項で定めた者以外との通信及びサービスを提供することができる。
- 2 前項第2号の利用者に関し、情報システムの適正な運用が脅かされると判断される場合は、大学情報基盤センター長は是正を求めることができる。この場合、部局等情報システム管理責任者は、正当な理由がない限り是正に従わなければならない。

(利用停止)

- 第10条 大学情報基盤センター長は、次の各号のいずれかに該当する利用者を確認した場合、該当する 利用者に対して情報システムの一部又は全てに関し利用を停止(以下「利用停止措置」という。)す ることができる。
 - (1) 利用者の違反行為が発覚した場合
 - (2) 利用者情報が不正に使用されている場合
 - (3) 情報システムの運用に重大な支障を生じさせている場合
 - (4) 前各号に関し、そのおそれ及び可能性が高いと判断できる場合
- 2 大学情報基盤センター長は、利用停止措置を行った場合、必要に応じて各部門における情報システム委員会へ報告し、利用停止措置の期間等に関し意見を求める。
- 3 大学情報基盤センター長は、就業規則又は学則に基づく処分を受けた者に対して利用停止措置を行

うことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報システムに関し必要な事項は、大学情報基盤センター長が 別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日規程第101号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規程第112号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規程第163号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

○別表第1 (第2条関係) 大学

部局等情報システム 管理責任者 国際基幹教育機構長	部局等情報システム 管理推進者 各部局の部局等情報システム管 理責任者より選出された教授1 人	部局 国際基幹教育機構(公立大学法 人大阪組織規程(以下「組織規 程」という。)第8条第4項に 定める組織を含む。)
研究推進機構長		研究推進機構(組織規程第9条 第5項に定める組織を含む。)
現代システム科学研究科長		現代システム科学研究科
現代システム科学域長		現代システム科学域
文学研究科長		文学研究科/文学部
法学研究科長		法学研究科/法学部
経営学研究科長		経営学研究科/商学部
経済学研究科長		経済学研究科/経済学部
都市経営研究科長		都市経営研究科
情報学研究科長		情報学研究科
理学研究科長		理学研究科/理学部
工学研究科長		工学研究科/工学部

	T	T
農学研究科長		農学研究科/農学部
獣医学研究科長		獣医学研究科/獣医学部
医学研究科長		医学研究科/医学部
リハビリテーション学研究科長		リハビリテーション学研究科
看護学研究科長		看護学研究科/看護学部
生活科学研究科長		生活科学研究科/生活科学部
監査室長	監査室担当課長	監査室
コンプライアンス推進室長	コンプライアンス推進室次長	コンプライアンス推進室(組織
		規程第30条第3項の規定により
		コンプライアンス推進室が所掌
		するセンター及び室を含む。)
本部事務機構学長室長	本部事務機構学長室次長	本部事務機構学長室(組織規程
		第30条第4項の規定により学長
		室が所掌するセンター及び室を
		含む。)
本部事務機構総務部長	本部事務機構総務部総務課長	本部事務機構総務部総務課
		(生活協同組合)
	本部事務機構総務部安全衛生管	本部事務機構総務部安全衛生管
	理課長	理課(組織規程第30条第4項の
		規定により安全衛生管理課が所
		掌するセンター及び室を含む。)
本部事務機構人事戦略部長	本部事務機構人事戦略部人事戦	本部事務機構人事戦略部人事戦
	略課長	略課(組織規程第30条第4項の
		規定により人事戦略課が所掌す
		るセンター及び室を含む。)
	本部事務機構人事戦略部人事労	本部事務機構人事戦略部人事労
	務課長	務課
		保育園
		(教職員労働組合)
本部事務機構財務部長	本部事務機構財務部財務戦略課長	本部事務機構財務部財務戦略課
	本部事務機構財務部財務会計課	本部事務機構財務部財務会計課

	長	
	本部事務機構財務部契約課長	本部事務機構財務部契約課
本部事務機構企画部長	本部事務機構企画部企画戦略課	本部事務機構企画部企画戦略課
	長	
	本部事務機構企画部広報課長	本部事務機構企画部広報課
	本部事務機構企画部渉外企画課	本部事務機構企画部渉外企画課
	長	(組織規程第30条第4項の規定
		により渉外企画課が所掌するセ
		ンター及び室を含む。)
		(教育後援会)
		(同窓会)
本部事務機構情報戦略部長	本部事務機構情報戦略部DX推進	本部事務機構情報戦略部DX推進
	課長	課(組織規程第30条第4項の規
		定によりDX推進課が所掌するセ
		ンター及び室を含む。)
	本部事務機構情報戦略部情報基	本部事務機構情報戦略部情報基
	盤課長	盤課(組織規程第30条第4項の
		規定により情報基盤課が所掌す
		るセンター及び室を含む。)
本部事務機構国際戦略推進部長	本部事務機構国際戦略推進部国	本部事務機構国際戦略推進部国
	際戦略課長	際戦略課(組織規程第30条第4
		項の規定により国際戦略課が所
		掌するセンター及び室を含む。)
本部事務機構施設部長	本部事務機構施設部施設企画課	本部事務機構施設部施設企画課
	長	
	本部事務機構施設部施設整備課	本部事務機構施設部施設整備課
	長	
	本部事務機構施設部施設管理課	本部事務機構施設部施設管理課
	長	
本部事務機構学務部長	本部事務機構学務部教育推進課	本部事務機構学務部教育推進課
	長	 (組織規程第30条第4項の規定
		により教育推進課が所掌するセ

	T	I
		ンター及び室を含む。ただし、
		同規程第8条及び第9条に定め
		る組織は除く。)
	本部事務機構学務部学生課長	本部事務機構学務部学生課(組
		織規程第30条第4項の規定によ
		り学生課が所掌するセンター及
		び室を含む。ただし、同規程第
		8条に定める組織は除く。)
	本部事務機構学務部入試課長	本部事務機構学務部入試課(組
		織規程第30条第4項の規定によ
		り入試課が所掌するセンター及
		び室を含む。ただし、同規程第
		8条に定める組織は除く。)
	本部事務機構学務部羽曳野キャ	本部事務機構学務部羽曳野キャ
	ンパス事務所長	ンパス事務所
	本部事務機構学務部森之宮学務	本部事務機構学務部森之宮学務
	室長	室
	本部事務機構学務部りんくうキ	本部事務機構学務部りんくうキ
	ャンパス事務所長	ャンパス事務所
本部事務機構学術研究支援部長	本部事務機構学術研究支援部研	本部事務機構学術研究支援部研
	究推進課長	究推進課(組織規程第30条第4
		項の規定により研究推進課が所
		掌するセンター及び室を含む。
		ただし、同規程第9条に定める
		組織は除く。)
	本部事務機構学術研究支援部学	本部事務機構学術研究支援部学
	術情報課長	術情報課(組織規程第30条第4
		項の規定により学術情報課が所
		掌するセンター及び室を含む。)
		大学史資料室
		恒藤記念室
本部事務機構産学官民共創推進	本部事務機構産学官民共創推進	本部事務機構産学官民共創推進

4.6		
室長	室長より選出された担当課長1	室(組織規程第30条第4項の規
	名	定により産学官民共創推進室が
		所掌するセンター及び室を含
		む。)
本部事務機構総合技術部長	本部事務機構総合技術部総合技	本部事務機構総合技術部総合技
	術課長	術課
阿倍野キャンパス事務局事務部	阿倍野キャンパス事務局総務企	阿倍野キャンパス事務局総務企
長	画課長	画課
	阿倍野キャンパス事務局人事課	阿倍野キャンパス事務局人事課
	長	保育園
		(教職員労働組合(阿倍野地
		区))
	阿倍野キャンパス事務局施設課	阿倍野キャンパス事務局施設課
	長	
	阿倍野キャンパス事務局学務課	阿倍野キャンパス事務局学務課
	長	
	阿倍野キャンパス事務局財務課	阿倍野キャンパス事務局財務課
	長	
	阿倍野キャンパス事務局研究推	阿倍野キャンパス事務局研究推
	進課長	進課
	阿倍野キャンパス事務局医事運	阿倍野キャンパス事務局医事運
	営課長	 営課(組織規程第30条第5項の
		 規定により医事運営課が所掌す
		るセンター及び室を含む。)
	阿倍野キャンパス事務局医療情	阿倍野キャンパス事務局医事運
	報担当課長	営課情報システム担当、診療情
		報管理担当、DX推進担当
	 阿倍野キャンパス事務局患者支	阿倍野キャンパス事務局患者支
	援課長	援課(組織規程第30条第5項の
		規定により患者支援課が所掌す
		るセンター及び室を含む。)
	阿倍野キャンパス事務局	阿倍野キャンパス事務局
	門市野イヤノハク事伤回	ドリ゙「ロギバイインハク事伤回

MedCity21運営課長	MedCity21運営課
阿倍野キャンパス事務局健康長	阿倍野キャンパス事務局健康長
 寿医科学センター開設準備室企	 寿医科学センター開設準備室企
画課長	画課

- 注1) 部局等情報システム管理責任者について、研究科長と学部長・学域長が異なる場合はそれぞれに責任者を置くことを認める。
- 注2) 大阪府立大学及び大阪市立大学の部局における部局等情報システム管理責任者と部局等情報システム管理推進者については、組織規程にある附則「旧大学の研究科長等に関する特例」及び「旧大学の担当に関する特例」に基づく読み替えを適用する。

○別表第1 (第2条関係) 附属病院

○別衣弟 1 (弟 2 宋舆馀) 附偶构的			
部局等情報システム	部局等情報システム	部局	
管理責任者	管理推進者		
総合診療科部長	各部局の部局等情報システム管	総合診療科	
循環器内科部長	理責任者より選出された教職員	循環器内科	
呼吸器内科部長	1人	呼吸器内科	
膠原病・リウマチ内科部長		膠原病・リウマチ内科	
生活習慣病・糖尿病センター部		生活習慣病・糖尿病センター	
長			
腎臟內科部長		腎臓内科	
骨・内分泌内科部長		骨・内分泌内科	
消化器内科部長		消化器内科	
肝胆膵内科部長		肝胆膵内科	
小児科・新生児科部長		小児科・新生児科	
神経精神科部長		神経精神科	
皮膚科部長		皮膚科	
放射線科部長		放射線科	
放射線治療科部長		放射線治療科	
核医学科部長	核医学科		
消化器外科部長		消化器外科	
乳腺外科部長		乳腺外科	
心臟血管外科部長		心臟血管外科	

肝胆膵外科部長	肝胆膵外科	
呼吸器外科部長	呼吸器外科	
小児外科部長	小児外科	
脳神経外科部長	脳神経外科	
整形外科部長	整形外科	
泌尿器科(腎臟移植)部長	泌尿器科 (腎臟移植)	
女性診療科(産科・生殖内分泌・	女性診療科(産科・生殖内分泌・	
骨盤底医学) 部長	骨盤底医学)	
女性診療科(婦人科腫瘍)部長	女性診療科(婦人科腫瘍)	
眼科部長	眼科	
耳鼻いんこう科部長	耳鼻いんこう科	
麻酔科・ペインクリニック科部	麻酔科・ペインクリニック科	
長		
形成外科部長	形成外科	
血液内科・造血細胞移植科部長	血液内科・造血細胞移植科	
脳神経内科部長	脳神経内科	
歯科口腔外科部長	歯科口腔外科	
感染症内科部長	感染症内科	
ゲノム診療科部長	ゲノム診療科	
リハビリテーション科部長	リハビリテーション科	
病理診断科部長	病理診断科	
臨床検査科部長	臨床検査科	
緩和ケア内科部長	緩和ケア内科	
集中治療科部長	集中治療科	
中央臨床検査部長	中央臨床検査部	
中央放射線部長	中央放射線部	
病理部長	病理部	
中央手術部長	中央手術部	
救命救急センター長	救命救急センター	
集中治療センター長	集中治療センター	
リハビリテーション部長	リハビリテーション部	
内視鏡センター長	内視鏡センター	

人工じん部長	人工じん部
輸血部長	輸血部
医療情報部長	医療情報部
薬剤部長	薬剤部
看護部長	看護部
栄養部長	栄養部
医療機器部長	医療機器部
医療安全センター長	医療安全センター
	医療の質・安全管理部
	感染制御部
	新規技術・医薬品審査部
臨床研究・イノベーション推進	臨床研究・イノベーション推進
センター長	センター
化学療法センター長	化学療法センター
緩和ケアセンター長	緩和ケアセンター
高精度放射線治療センター長	高精度放射線治療センター
ゲノム医療センター長	ゲノム医療センター
患者総合支援センター長	患者総合支援センター
国際診療支援センター長	国際診療支援センター
先端予防医療部長	先端予防医療部
	MedCity21
卒後臨床研修センター長	卒後臨床研修センター

○別表第1 (第2条関係) 高専

部局等情報システム	部局等情報システム	如日	
管理責任者	管理推進者	部局	
本部事務機構高専事務部長	本部事務機構高専事務部総務課	本部事務機構高専事務部総務課	
	長		
	本部事務機構高専事務部学務課	本部事務機構高専事務部学務課	
	長		
系・コース主任	教務担当副主任	総合工学システム学科	

○別表第2 (第3条関係)

情報基盤システム	仮想化基盤システム
	全学認証システム
	利用者管理システム
	ホスト管理システム

○別表第3(第3条関係、第6条関係)

全学利用システム	所管	共管
メールシステム	大学情報基盤センター	本部事務機構情報戦略部情
事務用ファイルサーバ	大学情報基盤センター	報基盤課
阿倍野ファイルサーバ	阿倍野キャンパス事務局医事運営課	
高専ファイルサーバ	高専情報基盤センター	
全学ポータルサイト	大学情報基盤センター	
全学調達事務端末システム	大学情報基盤センター	
情報処理教育システム	大学情報基盤センター	
人事給与システム	本部事務機構人事戦略部人事労務課	
出退勤管理システム	本部事務機構人事戦略部人事労務課	
財務会計システム	本部事務機構財務部財務会計課	
発生源システム	本部事務機構財務部財務会計課	
教務システム	本部事務機構学務部教育推進課	
教育支援系システム	本部事務機構学務部教育推進課	
図書館システム	本部事務機構学術研究支援部学術情報課	
安否確認システム	本部事務機構総務部総務課	
大阪公立大学CMS	本部事務機構企画部広報課	

○別表第4 (第4条関係)

名称	OMUNETを構成する設備	所管
基盤ネットワーク	(1) 大学情報基盤センターが設置する基盤部	大学情報基盤センター
	分のネットワーク、ネットワーク機器、関連	
	サーバ	
	(2) 前号から各建物を結ぶネットワーク配線、	
	ネットワーク機器及び関連装置	
	(3) 大学情報基盤センターが設置する各キャ	

ンパスとサテライト等をつなぐ通信回線及び その接続装置 (4) 大学情報基盤センターが設置する学内と 学外を接続する通信回線及びその接続装置 (5) 大学情報基盤センターが設置する無線ア クセスポイント	
基盤ネットワーク(2)に示すネットワーク機器 に接続される各部門・部局内のネットワーク配 線、ネットワーク機器及び各部局が設置するサ ーバ等の機器	